

新潟市行政改革プラン 2015

【平成 27～30 年度】

平成 27 年 3 月

新 潟 市

目 次

はじめに	1
新潟市行政プラン 2015 の基本的な考え方.....	2
重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上	
1 政策課題の高度化への対応	5
2 本市にふさわしい大都市制度への対応	6
3 選択と集中による経営資源の適正配分	6
4 戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化	7
重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化	
1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO などとのさらなる協働の推進	9
2 市民との情報共有と市民参画の推進	10
3 民間活力の効果的な活用と制度的検証	10
重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立	
1 財政予測計画をふまえた持続可能な財政運営	12
2 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進	13
3 地方公営企業などの経営改革	14
行政改革プラン 2015 の推進方法	
1 改革の視点・方向性	15
2 プラン 2015 の推進体制	15
3 プラン 2015 の進捗マネジメント	16
行政改革プラン 2015 の重点指標	19
行政改革プラン 2015 の体系	20

～新潟市行政改革プラン 2015 策定にあたって～

本市は、「安心政令市にいがた」の実現に向け、これまで「拠点化」と「個性化」を軸としたまちづくりを進めてきました。

平成 27 年度からは、政令指定都市移行後 8 年が経過し、「土台づくり」から「さらなる成長」に向けたまちづくりへとステップアップする重要な時期となります。

人口減少、超高齢・少子化への対応を最重要課題とする新たな総合計画「にいがた未来ビジョン」（計画期間：平成 27 年度～平成 34 年度）を策定し、掲げる 3 つの都市像の実現に向けて取組を進めるとともに、新潟暮らしに磨きをかけ、21 世紀にふさわしい暮らし方を新潟から構築し、本市の可能性を最大限に切り開いていくこととしています。

「にいがた未来ビジョン」を実行する上で、市役所自ら行財政改革を推進し、市民サービスの充実や社会経済状況の変化に対応した効率的な行財政運営を行っていくことは、市民に信頼される市政の実現に向けた重要な取組です。

これまでも、政令市としての質的な強化を改革の視点に加え、市民サービスの充実と効果的・効率的な行財政運営の両立を目指し、行政システムの構造的な改革を推進してきましたが、新しい総合計画に合わせ、将来を見据えた「時代の変化に即応した行政経営の基本指針」として「行政改革プラン 2015」を策定しました。

プラン 2015 では、政策課題の高度化や本市にふさわしい大都市制度への対応を進める「時代の変化に即応した行政経営品質の向上」、区自治協議会をはじめ、地域コミュニティ協議会などとさらなる協働を進めるとともに、民間活力を効果的に活用する「市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化」、ファシリティマネジメントの考えに基づいた財産経営を推進する「持続可能な財政運営」を重点改革項目に掲げ、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをより一層進めてまいります。

平成 27 年 3 月 新潟市長 篠田 昭

行政改革プラン 2015 の基本的な考え方

プラン策定の背景と趣旨

- 本市では、平成 8 年 3 月に「新潟市行政改革大綱」を策定して以来、新しい行政課題に対応できる職員の育成や簡素で効率的な行財政の運営など、各時代の社会環境の変化に対応した行政改革に取り組んできました。
- 大規模合併後の行政改革プラン 2005 では、政令市移行を見据え、分権型の都市づくりを掲げたほか、大規模な定員適正化に取り組み、行政改革プラン 2010 の策定では、従来の減量型行政改革に加え、高次都市機能の充実を図る視点が加えられました。
- 行政改革プラン 2013 では、この流れをさらに具現化し、全体指標に市民満足度、職員満足度、業務・事務改善といった項目を取り入れ、数値目標を掲げ取り組んできました。
- 今回、新たに行政改革プランを策定するにあたり、本市を取り巻く社会経済状況やプラン 2013 の取組について、有識者による点検評価を受け、提言をいただきました。（別冊：新潟市行政改革プラン 2013 点検評価並びに提言書）
- 今後も行政改革に継続的に取り組む意義は大きく、引き続き平成 27 年度（2015 年度）から、「時代の変化に即応した行政経営の基本指針」として、行政改革プラン 2015 を策定するものです。

これまでの行政改革の取組

年度	取組内容（○は各計画における重点改革項目）
平成 8 年 3 月	新潟市行政改革大綱 策定 ○時代の変化に対応できる職員の育成 ○社会環境の変化への対応 ○簡素で効率的な行財政の運営
平成 15 年 7 月	市政改革・創造推進のための基本指針 策定
平成 15 年 11 月	市政改革・創造推進プラン 策定 ○情報公開・提供推進 ○市民参画の推進 ○機構・行財政改革の推進 ○評価の徹底
平成 18 年 3 月	行政改革プラン 2005 策定 ○分権型の市役所づくり ○情報の共有化 ○市民との連携 ○役割の明確化 ○経営基盤の安定化 ○評価の充実

平成 22 年 3 月	行政改革プラン 2010 策定 ○政令指定都市機能の充実の充実 ○新しい公共の構築 ○財政の健全化
平成 25 年 3 月	行政改革プラン 2013 策定 ○「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化 ○市民との真のパートナーシップの形成 ○持続可能な財政運営の確立

計画期間

平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間とします。

ただし、2 年経過後に中間評価を実施し、必要な見直しを行います。

重点改革項目について

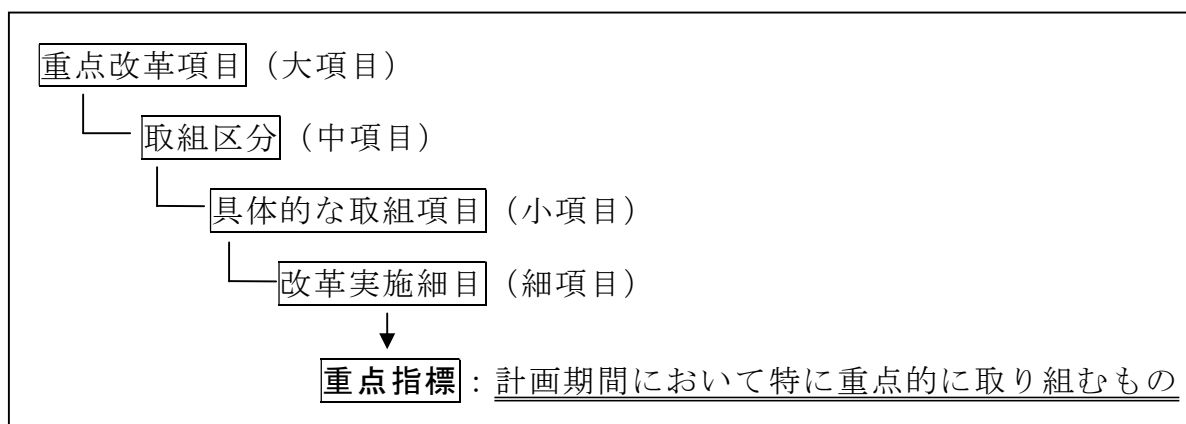
新潟市行政改革プラン 2015 では、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」に掲げる行政運営方針に基づき、将来を見据えた「時代の変化に即応した行政経営の基本指針」と位置付け、行政改革プラン 2013 における 3 つの重点改革項目を継承し、その取組を深化していきます。

- I 時代の変化に即応した行政経営品質の向上
 - 1 政策課題の高度化への対応
 - 2 本市にふさわしい大都市制度への対応
 - 3 選択と集中による経営資源の適正配分
 - 4 戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化
- II 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化
 - 1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO などとのさらなる協働の推進
 - 2 市民との情報共有と市民参画の推進
 - 3 民間活力の効果的な活用と制度的検証
- III 持続可能な財政運営の確立
 - 1 財政予測計画をふまえた持続可能な財政運営
 - 2 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進
 - 3 地方公営企業などの経営改革

改革の視点・方向性

- ① 改革への取組のスピードアップ
- ② 市民との情報共有の徹底
- ③ 区長・部長の経営・改革責任の明確化
- ④ 職員の改革・改善意欲の向上
- ⑤ 将来の政令市にいがたを見据えた改革の着手

改革項目の構成



重点指標について

行政改革プラン 2015 では、市民サービスの視点、事務改善・職員マネジメントの視点、財務視点から、重要なものを「重点指標」と位置付けます。

- 市民満足度（窓口アンケート、市民アンケート）
- 業務・事務改善（件数）
- 職員満足度（職員アンケート）
- 定員適正化（定員管理、年齢の平準化）
- プライマリーバランス（億円）
- 市債残高（億円）
- 年度末における未収金額（全庁：億円）

重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

《現状と課題》

- 市民に信頼される開かれた市政の実現や市民サービスの充実と効率的な行政運営を目指し、市政情報の積極的な公開など透明性の確保や定員管理の適正化、財政の効率化を図るなど行政経営品質の向上に取り組んできました。
- 本市は、都市と田園が共存する独自の都市構造をもち、多様な地域文化が共存する都市であり、各地域の歴史や文化などの個性を尊重したまちづくりを進め、各地域の魅力を伸ばしていく必要があります。
- 将来の道州制を視野に広域自治体と基礎自治体の役割を整理するとともに、総合区の設置のほか、国の地方自治制度の改正などの動きも注視しながら、地方分権・都市内分権をより推進する必要があります。
- 区政運営においては、各区が主体となった魅力あるまちづくりをさらに推進するため、将来人口の見込みなどを考慮し、住民サービスと行政効率のバランスを図っていくなかで、区のあるべき方向について検討を進める必要があります。

1 政策課題の高度化への対応

政令市として成熟するための機能強化を図り、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」とそれに基づく実施計画の実現に戦略的に取り組んでいくとともに、将来の新潟市を見据え、今後目指す都市像・ビジョン、その土台となる行政改革の方向性を明示します。

また、戦略的な都市経営を行うため「本庁の専門性と政策立案機能の強化」や、社会経済状況の変化に機敏かつ横断的な対応をするため「組織横断的な重要課題の解決に向けた庁内体制づくり」を図っていきます。

具体的な改革項目

- 新潟市総合計画（にいがた未来ビジョン）¹第1次実施計画など主要施策の戦略的实施
 - ・第1次実施計画の戦略的实施
- 戦略的都市経営のための対応
 - ・本庁の専門性と政策立案機能の強化
 - ・組織横断的な重要課題の解決に向けた庁内体制づくり

¹ 新潟市が目指す将来像の実現に向けたまちづくりについて示す計画。「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成。「基本構想」「基本計画」は、平成27年度から平成34年度までの8年間における本市の目指す姿（都市像）を示す。施策の実現に向けた具体的取組を掲載する実施計画については、変化の激しい社会・経済状況に機敏に対応するため2年ごとに策定。

2 本市にふさわしい大都市制度への対応

国の法律改正・制度改革の動きを注視しながら、より一層地方分権・都市内分権を推進するとともに、県・市間の課題解決を通じて、広域自治体と基礎自治体の役割分担の明確化や基礎自治体の強化を進め、本市にふさわしい大都市制度の実現に向けた取組を推進します。

人口減少社会のなか、持続可能な行政サービスが提供できるよう、行政の組織・機能の効率化や、区の規模や数などを含めたあるべき方向について検討を進め、総合区などさまざまな制度の活用も視野に入れながら、区の権限・財源の強化に向けた取組を推進します。

これまで以上に区役所が市政のメインステージとして、区が主体となった魅力あるまちづくりの一層の推進のため、区長のリーダーシップのもと、それぞれの区の特徴・実情に合わせた柔軟かつ自立的な区政運営ができるよう、市民生活に密着した行政サービスはできるだけ区役所が行うなど、自立し自律する責任ある区役所の実現を図ります。

具体的な改革項目

○地方分権・都市内分権への対応

- ・ 県市調整会議の効果的運用
- ・ 区の今後のあり方検討
- ・ 区役所の権限強化、区における総合的な行政運営の推進
(本庁機能の整理を含む)
- ・ 新潟らしい教育改革の推進

3 選択と集中による経営資源の適正配分

拠点性を生かしたまちづくり、地域の活性化に資する施策などへ限られた経営資源を効果的・効率的に配分するため、予算・組織編成、人員配置での選択と集中の強化を図り、職員の年齢構成の平準化を進めるための定員管理の徹底、外部評価をふまえた事業の見直しなど、行政経営品質の向上に努めます。

また、市民に信頼される開かれた市政運営に向け、市政情報の積極的な公開など透明性の確保を図るとともに、市民生活の質的向上に直結するサービスには ICT²を利活用するなど、時代の変化に即応し、スピード感をもった行政経営を行っていきます。

² ICT…Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本ですでに一般的となった IT の概念をさらに一歩進め、IT=情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

具体的な改革項目

○予算・組織編成、人員配置での選択と集中の強化

- ・事業立案及び推進にあたっての仕組みの改善
(PDCA サイクル³に基づき適正評価できる仕組みによる、組織の統合・再編と業務の見直し、職員・予算などの経営資源配分の一体的検討)
- ・選択と集中及び職員年齢構成の平準化を進めるための定員配置計画 2015 の推進

○外部評価をふまえた事業の見直し、内部事務の効率化・簡素化

- ・外部評価をふまえた事業の見直し推進
- ・内部事務の効率化・簡素化

○電子自治体の推進

- ・ICT ガバナンス⁴の推進
(全体統制の実施による経費削減と品質向上)
- ・情報システム最適化の推進

○窓口サービスの向上

- ・新潟市民サービス向上システム⁵の継続的改善による市民満足度の向上
- ・総合窓口サービスの実現
(ICTなどを活用した窓口サービス向上と行政効率化)

4 戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化

行政経営品質の向上を図るため、区長、部長の経営責任と成果志向による組織マネジメントの徹底や、新潟市民サービス向上システムの継続的な改善と適用範囲の拡大を検討していきます。

また、災害時における市役所の災害対応能力を強化するため、全庁的に業務継続マネジメント (BCM)⁶を推進します。

フランチャイズ制⁷に基づいた人事制度のさらなる浸透を図り、人材育成のための人事評価制度の活用や、民間企業等との人事交流など人材マネジメントをさらに強化し、職員の専門性・企画立案能力の向上、専門能力と総合力を兼ね備えた職員の育成など、重要課題に対応できる質の高い職員集団の形成に向けた取組を進めます。

³ Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

⁴ 組織が、ICTに関する企画・導入・運営及び活用を行うにあたって、すべての活動、成果及び関係者を適正に統制し、目指すべき姿へと導くための仕組みを組織に組み込むこと、または、組み込まれた状態のこと。

⁵ 「市民サービスの向上」を目的として、「サービス品質向上」と「組織力向上」の2つのプロセスでPDCAサイクルを推進し、継続的に市民サービスの改善を図る組織経営のシステム。

⁶ 職員への教育や訓練の実施、その結果を踏まえた体制・各種計画の点検・見直し等により、業務継続体制を向上させていくこと。

⁷ 採用10年経過後に、それまでのキャリアを基に、特に自分の能力を生かしたい分野を希望する職員が、専門分野を登録し、その分野を拠点(フランチャイズ)として人事配置を行う制度。職員のキャリアを生かし、やりがい、やる気を促すとともに、専門性の高い職員の育成につながる。

さらに、職員アンケート結果の有効活用、業務改善運動の深化などにより、職員のモチベーション維持・向上に向けた取組を強化していきます。

具体的な改革項目

○組織内部のマネジメント機能の強化

- ・ 区長、部長等の成果志向による組織マネジメントの徹底
- ・ 現場からの改善提案・実践の一層の推進強化により、「やろてばにいがた」運動⁸を発展
- ・ 新潟市民サービス向上システム⁵の継続的改善による市民満足度の向上【再掲】

○災害時における災害対応能力の強化

- ・ 業務継続マネジメント（BCM）⁶の推進

○人材マネジメント機能の強化

- ・ 職員の専門能力の育成、支援
- ・ 公平で納得度の高い人事評価の実施
- ・ 役職への女性や若手職員の積極的登用などにより意欲ある職員の能力発揮を促進
- ・ 勤務実績が適切に反映される給与制度の運用
- ・ 全職員を対象に目的意識と職務に関するアンケート調査の定期的な実施と結果の活用

⁸ 新潟市役所の各所属で行われている様々な改善の成果を全庁的な改善活動につなげるための取組及び、改善意識の醸成を図るために開催している発表大会。市役所内では新潟弁の「やろうよ!」という意味の言葉を使って、当該活動を「やろてばにいがた」と呼んでいる。

重点改革項目Ⅱ 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化

《現状と課題》

- 地域のことは地域自らが考え、自らが行動する分権型政令市をつくるため、市民自治の基本となる「新潟市自治基本条例」を制定するとともに、区自治協議会の設置や市民力と地域力を引き出す取組を進めるなど、市民が市政に主体的に参画するための環境整備を進めてきました。
- 単身世帯の増加や高齢化の進行など、人口減少の進行とともに地域の環境が大きく変化していく状況においては、地域の果たす役割の重要性が増していきます。また、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民サービスの質的向上を図るため、市と民間がより一層連携していくことが求められています。

1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO などとのさらなる協働の推進

人口減少とともに、地域の人口構成が大きく変化していくなか、地域の特性を活かした自治のさらなる深化を図るため、市民、地域との役割をふまえ、地域づくりの主体となる区自治協議会や地域コミュニティ協議会、NPO、民間企業などと協働によるまちづくりを進めていきます。

また、地域の主体的なまちづくりを支援するため、出張所、連絡所、公民館等の活用による「まちづくりセンター⁹」の設置、拡大を進めていきます。

具体的な改革項目

○区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO などとの連携・協働によるまちづくり・公共サービスの推進

- ・支えあい、助けあう地域づくりを目指した地域福祉の推進
- ・区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO などの多様な主体との相互連携の強化

○地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援の強化

- ・出張所、連絡所、公民館等の活用により「まちづくりセンター」を設置、拡大
- ・地域コミュニティへの支援の強化

○地域活動を支える担い手を創出するための場の積極的な提供

- ・地域活動の担い手を育む仕組みづくり
(住民自治を担う人材の育成、ノウハウ蓄積)

⁹ 地域コミュニティ協議会をはじめとする地域活動の拠点として、またふれあいの場として、気軽に利用していただく施設。施設によって会議室や多目的ホールのほか、行政サービスコーナーや公民館、図書館等が併設する。

2 市民との情報共有と市民参画の推進

市民とのパートナーシップ形成の前提である、情報公開・情報発信、情報の共有を徹底的に進めるとともに、附属機関等における市民参加など市政への市民参画・協働の充実・拡大に向けた取組を進めていきます。

また、職員の意識改革を通じ協働を実践できる職員の育成や、実践しやすい庁内体制の整備を行うなど、市民参画・協働を積極的に推進します。

具体的な改革項目

○市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進

- ・文書管理システムの機能を利用した情報公開の推進、行政情報の積極的な発信、職員研修の充実
- ・変化・多様化する利用者ニーズに対応したホームページ等による情報発信の充実
- ・公会計に基づく財務書類¹⁰を活用し、財務状況（行政コスト、将来負担など）の分かりやすい開示による市民との共通認識の醸成
- ・予算編成過程を含め政策形成段階での情報共有

○市民参画・協働の充実・拡大

- ・附属機関等¹¹における公募委員導入率・女性委員割合の拡大
- ・区政運営における市民参画、協働の機会の拡充、行政評価の導入

○職員の意識改革と協働を実践しやすい庁内体制の整備

- ・協働を実践できる職員の育成、庁内外の連携における情報共有及び協力体制の構築

3 民間活力の効果的な活用と制度的検証

行政の役割を明確化し、単に経済性や効率性のみならず、行政の責任を確保しながら、民間活力を積極的に導入し、市民サービスの維持向上と経費節減を図ります。他都市の取組や本市の課題をもとに、民間企業等のもつノウハウを公の施設の管理運営に生かす指定管理者制度など、官民連携による事業効果の高い分野には積極的に導入を推進していきます。

また、民間活力を導入した施設、業務について外部評価制度の導入により、さらなる市民サービスの質の向上に努めていきます。

¹⁰ 国の新地方公会計制度に基づき地方公共団体が作成する貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書の4表。平成26年5月、固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とする統一的な基準が示され、平成27年1月、全ての地方公共団体において作成・活用することが正式要請された。

¹¹ 市民、学識経験者、関係団体の代表者などで構成され、地方公共団体が行う事務・事業について必要な審査、審議、調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した機関を「附属機関」という。また、本市では事務・事業の実施等にあたり、市民、学識経験者、関係行政機関、関係団体からの意見聴取や専門知識の導入などを目的とし、要綱等に基づき開催する会合を「懇話会等」としており、「附属機関」とあわせ「附属機関等」としている。

具体的な改革項目

○民間活力の効果的活用に向けた検討・実施

- ・民間委託・指定管理者制度¹²など PPP 手法¹³の導入推進

【学校給食調理業務（自校方式）、食育・花育センター、図書館、保育園など】

- ・新たな業務等への導入の検討
- ・外郭団体評価¹⁴の継続実施による団体の経営健全化への支援と市の関与縮小

○さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備

- ・指定管理者制度施設の外部評価の実施と制度見直しへの反映

¹² 公の施設の管理・運営について、ノウハウを有する民間事業者等の団体が担うことにより、市民サービスの向上や経費の節減を図るための制度で、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項で規定。

¹³ 官民パートナーシップ。「民間にできることは民間に委ねる」という方針により、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。

¹⁴ 行政活動の代行的、補完的機能を果たすことを目的とし、市が出資などして設立された地方公社や財団法人、株式会社、その他継続的に市が人的・財政的支援を行っている団体などを外郭団体といい、本市では 18 団体（H26 年度）がある。H19 年度から外郭団体の円滑な運営と、これに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、組織や事業、財務状況など、外郭団体の経営状況及び市の関与の妥当性に関して実施している評価。

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

《現状と課題》

- 行政改革プランに基づき中長期的な収支均衡への取組や、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直しと新たな財源確保などに努めてきました。
- 人口減少、人口構成の変化から将来の財源確保が不透明である一方で、高齢化の進行などにより社会保障費の増加が予測されています。
- 本市の市民1人当たりの市公共施設面積（公営住宅除く）は、政令指定都市最大となっています。
昭和50年代に多く整備した公共施設や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産は、耐用年数の超過・老朽化により、維持修繕・更新費用が増加すると見込まれており、既存の施設を現状の規模で更新することは困難となっています。

1 財政予測計画をふまえた持続可能な財政運営

厳しい財政状況が見込まれるなかにおいても将来世代に過度な負担を強いることのないよう、プライマリーバランス¹⁵に配慮しながら、市民・地域のニーズを的確にとらえ、真に必要な分野を「選択」し、限られた経営資源の「集中」を図っていきます。

企業会計手法を用いた財務諸表等を作成することにより、わかりやすい財務情報開示を進め、市民に対する説明責任の充実に向けた公会計改革に取り組みます。

あわせて、事業別または施設別の収支状況などを予算編成に活用し、受益と負担の関係を明らかにしていきます。

具体的な改革項目

- 中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し
・財政予測計画¹⁶をふまえ、臨時財政対策債¹⁷を除いたプライマリーバランスや市債の減少目標に配慮した財政運営

¹⁵ 基礎的財政収支。財政収支の状況を表わす指標。本市では、市債残高の確実な減少を目指すため、臨時財政対策債（17）を除く市債発行額を、その年度の元金償還予算額の範囲内に抑える。

¹⁶ 新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」の計画期間（8年間）における市税や地方交付税などの歳入と、人件費や扶助費、建設事業費などの歳出の収支見通し。

¹⁷ 地方債の一種。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとるが、償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみて差し支えない。

- ・事業立案及び推進にあたっての仕組みの改善 【再掲】
(PDCA サイクルに基づき適正評価できる仕組みによる、組織の統合・再編と業務の見直し、職員・予算などの経営資源配分の一体的検討)

- ・外部評価をふまえた事業の見直し推進 【再掲】

○市税等の収納率向上と新たな財源確保の取組

- ・市ホームページバナー広告¹⁸や印刷物など各種広告資産の活用やネーミングライツ¹⁹の導入など、さらなる自主財源確保の積極的実施（組織全体として多面的な検討）
- ・市税の効果的、効率的な徴収
- ・市債権の適正な管理

○公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報発信

- ・総務省の統一的な基準による財務書類を作成・公表するとともに、コスト分析・ストック²⁰分析を行い予算などへ有効活用

○受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化

- ・各種使用料手数料の見直しなど行政サービスの受益と負担の適正化²¹、減免の適正化

2 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進

歳出の削減、施設の長寿命化などの方針を含めた財産経営推進計画により、ファシリティマネジメント²²を進めていきます。

施設中心のサービスから、機能中心に転換し、サービス水準をできるだけ維持しながら施設総量の削減を進めます。

施設を多機能化・複合化して、活用度を上げる施設最適化を進めるとともに、民間施設の活用を図ります。

市民に適切な情報提供を行いながら、地域のためになる活用方策を検討するとともに、役割を終えた公共施設跡地などの未利用資産は、新たな財源確保と民間による土地利用促進のため売却を基本とするなどの財源確保を進めます。

¹⁸ インターネット広告の一種。市のホームページに広告の画像を貼り、広告主の Web サイトにリンクする手法。広告の掲載期間に応じ、広告主から掲載料として対価を得て、市の歳入とする。

¹⁹ 市と民間団体等との契約により、公の施設等に愛称等を付与させる（命名権）代わりに、当該団体から対価等を得て、その対価等を施設の管理・運営などにあてる方法。

²⁰ 特定時点における存在量。財務書類においては貸借対照表の資産や負債など。

²¹ 特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において負担いただく料金を適正に設定すること。

²² ファシリティ（土地や建物など施設とその環境）を把握し、経営的視点によるファシリティの最適化を図り、経営資源として有効活用していく経営管理活動。

具体的な改革項目

- 将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進
 - ・公共施設の最適化に向けた地域などとの連携による財産経営の推進
- 計画的な維持保全による公共施設などの長寿命化の推進
 - ・計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、維持管理効率化の推進
 - ・計画的な維持保全によるインフラ資産（道路・橋梁、公園）の長寿命化、維持管理効率化の推進
- 市有財産の有効活用の促進
 - ・市が保有する財産の精査と売却を含めた有効活用の促進

3 地方公営企業などの経営改革

地方公営企業（水道事業、病院事業、下水道事業）については、業務効率化など徹底した経営改革で経費節減や増収に努め、独立採算の原則にもとづく自立した経営を進めます。

また、その他特別会計においても効率的な運営を進め経営改革に取り組んでいきます。

具体的な改革項目

- 水道事業の経営改革の取組強化
 - ・施設規模の適正化
 - ・遊休資産²³の有効活用
 - ・業務効率化に向けた民間委託の検討・実施
- 病院事業の経営改革の取組強化
 - ・患者サービスの充実・職員満足度の向上による患者満足度の維持向上
 - ・クオリティインディケータ²⁴の導入による、医療の質の可視化
 - ・収益の確保と適正な費用による経営の健全化
- 下水道事業の経営改革の取組強化
 - ・市浄化槽整備事業の推進
 - ・下水道への接続推進
 - ・自立した経営の確立
- その他特別会計²⁵の経営改革の取組強化
 - ・効率的な運営による収支の均衡回復

²³ 統廃合により廃止となった浄配水施設。

²⁴ 病院で行われている医療の質を客観的に評価するための指標。具体的な数値で表すことにより経年変化が確認できるとともに、これを分析・改善することによって医療の質の向上を図っていく。

²⁵ 市の会計には、市税を主な財源とする基本的な会計である「一般会計」と、特定の事業目的のため独立採算を原則とする「特別会計」がある。その他特別会計は、「特別会計」のうち地方公営企業を除いた会計で、本市には「中央卸売市場会計」「国民健康保険事業会計」「介護保険事業会計」など8会計がある。

行政改革プラン 2015 の推進方法

1 改革の視点・方向性

① 改革への取組のスピードアップ

- 市民に近い基礎自治体としての役割と責任を十分に自覚し、社会経済状況の変化、国の大都市制度改革や地方分権改革の動向などの流れに即応した取組を加速させます。
- 計画期間は4年とするが、各項目における取組効果をより確かなものとするため、中間評価を実施し、必要な見直しを行います。

② 市民との情報共有の徹底

- 改革実施項目の取組においては、市民との共有が重要であるため、見直しのプロセスなど早い段階から市民に分かりやすい形での情報を公開し、課題を共有しながら合意形成を図ります。
- 取組内容や進捗状況の把握においては、公表の段階で、改革を進めた効果が市民によりわかりやすく伝わるよう留意していきます。

③ 区長・部長の経営・改革責任の明確化

- 区長、部長等の成果志向による組織マネジメントの徹底により、自らが経営・改革の当事者となることで、効率的な経営資源配分を行い、実効性の高いものとします。

④ 職員の改革・改善意欲の向上

- プラン2015の取組を職員が共有し、一丸となって取り組んでいくことにより、さらなる職員の改革・改善意欲の向上につなげていきます。

⑤ 将来の政令市にいがたを見据えた改革の着手

- 総合計画で本市が目指す都市像の実現に向けて、当面の課題に対応していくとともに、将来を見据えた改革に着手・推進していきます。

2 プラン2015の推進体制

プラン2015は、市長を本部長とし、副市長、区長・部長等の庁議メンバーを委員とする「新潟市行政改革推進本部」で、進行・進捗管理を行っていきます。

3 プラン 2015 の進捗マネジメント

① 進捗管理の方法

プラン 2015 の進捗状況や達成度については、年度終了後、「具体的な改革項目」ごとの取組工程および指標について、担当部局による自己評価・検証を行い、今後の方向性を明示し必要な改善を行うことにより、より実施効果の高い取組としていきます。

さらに、計画期間の 2 年経過後には、計画の中間評価を行い、プラン後半の取組に生かしていく、PDCA サイクルを確立します。

② 進捗状況の公表

プラン 2015 の進捗状況は、進捗管理シートにとりまとめ、市民によりわかりやすい形でホームページや市政情報室で公表し、透明性を高めていきます。

③ 進捗管理シート

重点改革項目Ⅰ 時代の変化に即応した行政経営品質の向上

取組項目(中項目)	1 政策課題の高度化への対応		No.	2			
具体的な取組項目(小項目)	2 戦略的都市経営のための対応		担当課	行政経営課			
改革実施項目名称(細項目)	本庁の専門性と政策立案機能の強化						
現状と課題 (これまでの取組み)							
事業の目標・目的 (考えられる効果)	<< 計画期間の目標 >> << PLAN(計画) …現状の実績や将来の予測などをもとにした計画 ・事業の目標・目的(考えられる効果)、計画期間の目標、事業の最終目標 ・取組の内容、現状と最終目標を考慮した取組工程、指標 >>						
取組の内容							
改革実施概要	取組工程 (具体的な内容)	現状 (平成26年度)	平成27年度		平成28年度		中間目標/ 29年度以降
			計画	実績	計画	実績	
指標							
進捗管理	(各年度10月に実施)		平成27年度	平成28年度			
	取組の状況	上半期 (4~9月)	DO(実行) …計画に沿った取組を行う ・取組を実施し、年度途中において取組の状況を把握する				
年度評価	(年度終了後に実施)		平成27年度	平成28年度			
	取組工程、指標に対する評価		CHECK(評価) …計画に沿った取組か評価を行う ・年度評価: 取組が計画に沿っているか、年度終了後に点検、評価				
	課題、今後の方針、改善事項など		ACTION(改善) …進捗状況に合わせた改善を行う ・年度評価: 進捗が遅れている取組を分析し、次年度に改善				
計画期間の中間評価	(平成29年度に実施)		中間評価			平成29年度以降	
	取組工程、指標に対する評価 (指標の適正性等)		CHECK(評価) …計画に沿った取組か評価を行う ・計画期間の中間評価: 取組が計画に沿っているか、中間評価を実施				
課題、今後の方針、改善事項など		ACTION(改善) …進捗状況に合わせた改善を行う ・計画期間の中間評価: 進捗状況を分析し、計画後半に向け改善					

改革実施概要	取組工程 (具体的な内容)	現状 (平成26年度)	平成29年度		平成30年度		最終目標／ 31年度以降
			計画	実績	計画	実績	
指標							

進捗管理 (各年度10月に実施)		平成29年度	平成30年度
取組の状況	上半期 (4～9月)	DO(実行)…計画に沿った取組を行う ・取組を実施し、年度途中において取組の状況を把握する	

年度評価 (年度終了後に実施)		平成29年度	平成30年度
取組工程、指標に対する評価		CHECK(評価)…計画に沿った取組か評価を行う ・年度評価: 取組が計画に沿っているか、年度終了後に点検、評価	
課題、今後の方針、改善事項など		ACTION(改善)…進捗状況に合わせた改善を行う ・年度評価: 進捗が遅れている取組を分析し、次年度に改善	

計画期間の評価		計画期間の評価	平成31年度以降
取組工程、指標に対する評価 (指標の適正性等)		CHECK(評価)…計画に沿った取組か評価を行う ・計画期間の評価: 取組を計画に沿って行ったか、最終評価を実施	
課題、今後の方針、改善事項など		ACTION(改善)…進捗状況に合わせた改善を行う ・計画期間の評価: 進捗状況を分析し、次期計画に反映	

行政改革プラン 2015 の重点指標

行政改革プラン 2015 では、市民サービスの視点、事務改善・職員マネジメントの視点、財務の視点から、重要なものを「重点指標」と位置付けます。

重点指標		現状 (平成 26 年度)	年度			
			27	28	29	30
市民満足度	窓口アンケート (5 点満点)	4.61	4.62 見直し実施	目標設定	目標管理	→
	市民アンケート	新規 検討	モデル実施	目標設定	目標管理	→
業務・事務改善 (件数)		2,252	2,300	前年度以上	→	→
職員満足度 (職員アンケート) (7 点満点)		4.55	4.60 以上	→	→	→
定員適正化	定員管理 (人)	5,537 (H27.4.1 見込)	→	→	目標設定	目標管理
	年齢の平準化 (平均職員数:人)	106 (H27.4.1 現在: 28~36 歳)	増加	→	→	114 (H31.4.1 見込: 28~40 歳)
プライマリー バランス (億円)		▲110 (臨時財政対 策債を除く)	▲64	黒字化	→	→
市債残高 (億円)		3,845 (臨時財政対 策債を除く)	3,909	対前年度より 減少	→	→
年度末における 未収金額(全庁) (億円)		100	90	80	70	60

改革項目の構成

- 重点改革項目（大項目）は、取組区分（中項目）、具体的な取組項目（小項目）、改革実施細目（細項目）に細分化され、細項目は具体的な個別の事業名や取り組む項目名となります。
- 細項目に位置づけた改革実施細目のうち、重要度の高いものを行政改革プラン 2015 の「重点指標」に位置付けています。

行政改革プラン 2015 の体系

重点改革項目 (大項目)	取組区分 (中項目)	具体的な取組項目 (小項目)
I 時代の 変化した 経営の 向上 の 即 行 政 質	1 政策課題の高度化への対応	○新潟市総合計画(にいがた未来ビジョン)第1次実施計画など主要施策の戦略的实施 ○戦略的都市経営のための対応
	2 本市にふさわしい大都市制度への対応	○地方分権・都市内分権への対応
	3 選択と集中による経営資源の適正配分	○予算・組織編成、人員配置での選択と集中の強化 ○外部評価をふまえた事業の見直し、内部事務の効率化・簡素化 ○電子自治体の推進 ○窓口サービスの向上
	4 戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化	○組織内部のマネジメント機能の強化 ○災害時における災害対応能力の強化 ○人材マネジメント機能の強化
II 市民や 民間との パートナー シップ・連 携の 深化	1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO などのさらなる協働の推進	○区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO などの連携・協働によるまちづくり・公共サービスの推進 ○地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援の強化 ○地域活動を支える担い手を創出するための場の積極的な提供
	2 市民との情報共有と市民参画の推進	○市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進 ○市民参画・協働の充実・拡大 ○職員の意識改革と協働を実践しやすい庁内体制の整備
	3 民間活力の効果的な活用と制度的検証	○民間活力の効果的活用に向けた検討・実施 ○さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備

重点改革項目 (大項目)	取組区分 (中項目)	具体的な取組項目 (小項目)
Ⅲ 持続可能な財政運営の確立	1 財政予測計画をふまえた持続可能な財政運営	○中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し
		○市税等の収納率向上と新たな財源確保の取組
		○公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報発信
		○受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化
	2 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進	○将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進
		○計画的な維持保全による公共施設などの長寿命化の推進
		○市有財産の有効活用の促進
	3 地方公営企業などの経営改革	○水道事業の経営改革の取組強化
		○病院事業の経営改革の取組強化
		○下水道事業の経営改革の取組強化
		○その他特別会計の経営改革の取組強化